

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照表 (案)

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(略)</p> <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>六十四 設備規則第四十九条の二十二の二第二項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p><u>六十五 設備規則第四十九条の三十二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</u></p> <p><u>六十六 設備規則第五十八条の二の十一においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備</u></p> <p>(略)</p> <p>2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号の二、第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の八の二、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十二号、第二十二号の二、第二十二号の三、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。</p> <p>(略)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(略)</p> <p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>(同上)</p> <p>六十四 設備規則第四十九条の二十二の二第二項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>(同上)</p> <p>2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号の二、第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の八の二、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十二号、第二十二号の二、第二十二号の三、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。</p> <p>(同上)</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(同上)</p>

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

一 装 置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別			
			(略)	第二条第 一項第六 十四号の 無線設備	第二条第 一項第一 号の六十 五の無線 設備	第二条第 一項第一 号の六十 六の無線 設備
信 送 装 置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(略)	○	○	○
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	○	○	○
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	(略)	○	○	○
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	○	○	○
	比吸収率	比吸収率測定装置	(略)			
	周波数偏移又は周波	低周波発振器	(略)			

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

一 装 置	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別			
			(同上)	第二条第 一項第六 十四号の 無線設備		
信 送 装 置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(同上)	○		
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	(同上)	○		
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	(同上)	○		
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(同上)	○		
	比吸収率	比吸収率測定装置	(同上)			
	周波数偏移又は周	低周波発振器	(同上)			

置 装	受 信	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(略)					
		副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	○				
		送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)	○				
		搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)					
		隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(略)					
		送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)					
		総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)					
		総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)					
		搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)					
		特性	直線検波器	(略)					
プレエンファシス特性	低周波発振器	(略)							
波数偏位又は変調度	直線検波器又は変調度計								

置 装	受 信	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	(同上)					
		副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	(同上)	○				
		送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(同上)	○				
		搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(同上)					
		隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	(同上)					
		送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(同上)					
		総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(同上)					
		総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(同上)					
		搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(同上)					
		特性	直線検波器	(同上)					
プレエンファシス特性	低周波発振器	(同上)							
波数偏位又は変調度	直線検波器又は変調度計								

通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			
スプリアス・レスポ ンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(略)			
隣接チャンネル選択 度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ スコープ	(略)			
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)			
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(略)			
局部発振器の周波 数変動	周波数計	(略)			
ダイエンフアンス特 性	低周波発振器 直線検波器	(略)			
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)			

(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明

通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(同上)			
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(同上)			
スプリアス・レスポ ンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(同上)			
隣接チャンネル選択 度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ スコープ	(同上)			
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(同上)			
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(同上)			
局部発振器の周波 数変動	周波数計	(同上)			
ダイエンフアンス特 性	低周波発振器 直線検波器	(同上)			
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(同上)			

(同上)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(同上)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明

機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第64号に掲げる無線設備	XT
第2条第1項第65号に掲げる無線設備	<u>FS</u>
第2条第1項第66号に掲げる無線設備	<u>ES</u>

(略)

機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(同左)	(同左)
第2条第1項第64号に掲げる無線設備	XT

(同左)